

～木曾岬町商工会からのご案内～

# 商工ふれあい共済制度

ただいま加入促進キャンペーン実施中！！

## 共済制度の特徴

- ◇ 共済掛金は、年齢や業種に関係なく**月々2,000円**です
- ◇ 仕事中はもちろん交通事故やスポーツ中のケガなど、**24時間あらゆる場面に適用**できます
- ◇ **免責日ゼロ**、ケガによる補償開始はお申込日の翌日からです
- ◇ 身近なケガでわずか一回の通院でもしっかり補償
- ◇ 加入年齢は**80歳未満**の方までOKです（タイプⅠ型）
- ◇ 商工会員に関わらずどなたでも加入することができます
- ◇ 剰余金は割戻金としてお戻しします

## タイプⅠ型

死亡給付  
重視型

加入年齢⇒満6歳以上満80歳未満の方となります

交通事故による

死亡 ⇒ 2,500万円

不慮の事故による

死亡 ⇒ 2,000万円

ケガによる

後遺障害 ⇒ 2,000万円～20万円 労災傷害等級準用  
1級～14級

入院 ⇒ 4,000円×実日数 事故日より1年間

通院 ⇒ 2,000円×実日数 事故日より1年間

## タイプⅡ型

生存給付  
重視型

加入年齢⇒満6歳以上65歳未満の方となります

但し、継続の方に限り満70歳まで延長できます

※ タイプⅡ型のみ1人2口の加入が可能です

(但し、疾病特約は1人1口)

交通事故による

死亡 ⇒ 500万円

不慮の事故による

死亡 ⇒ 300万円

疾病による

死亡 ⇒ 100万円

ケガによる

後遺障害 ⇒ 300万円～12万円 労災傷害等級準用  
1級～14級

入院 ⇒ 8,000円×実日数 事故日より1年間

通院 ⇒ 4,000円×実日数 事故日より1年間

## ☑ 生命傷害疾病入院特約

「タイプⅡ型」に月額700円をプラスすることで、生命傷害疾病入院特約（入院1日5,000円）を付加出来ます！

商工会で簡単加入!  
安心請求!

## 商工ふれあい共済制度

『商工ふれあい共済』の特徴であります「免責日ゼロ」は、たとえ1日の通院でも共済金が支払われます。また、加入年齢は80歳未満の方までOK（タイプⅠ型）。これらの大きな特徴から下記のようにたくさんの加入者のお役にたっています。この機会にぜひ加入をご検討下さい。

『ふれあい共済』 県内での共済金請求例	
70歳代男性（タイプⅠ加入者） ゲートボール中転倒し、足首を捻挫。	通院 8日（共済金 16,000円）
中学生女性（タイプⅡ加入者） クラブ活動中、転倒し右ヒジを負傷。	通院17日（共済金 68,000円）
60歳代事業主（タイプⅡ加入者） 高さ2mの足場から転落、腰を強打。	通院12日（共済金 48,000円）
会社員男性（タイプⅡ加入者） 通勤途中、交通事故により負傷。	入院62日 通院47日（共済金 436,000円）
従業員男性（タイプⅠ加入者） 交通事故により死亡。	（共済金 25,000,000円）
70歳代女性（タイプⅠ加入者） 自宅のストーブで火傷。	通院37日（共済金 74,000円）
60歳代男性（タイプⅡ加入者） 農作業中、右腕を蜂に刺され負傷。	通院 2日（共済金 8,000円）
60歳代男性（タイプⅡ疾病特約付加入者） 内臓疾患にて入院・手術。	検査、手術、退院祝金 入院20日（共済金 147,500円）

☑**税法上の特典** 法人及び個人事業主が従業員のために負担した掛金は全額必要経費となります。

- ◇ **お申込手続きは簡単**  
ご連絡をいただければ商工会の職員が対応させていただきます。
- ◇ **掛金のお支払いは預金口座から自動振替**  
月々の共済掛金をご指定の預金口座から自動振替されます。
- ◇ **ケガをしたらすぐにご連絡下さい**  
事故が発生したときは商工会までご連絡下さい。すみやかに共済金のお支払い手続きを致します。

お問い合わせ・お申込みは

**木曾岬町商工会**  
TEL 0567-68-1183

元受実施団体

「県共済」三重県中小企業共済協同組合